EDINET提出書類 クレディ・スイス証券株式会社(E11027) 変更報告書 (特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 今津 幸子

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【報告義務発生日】令和4年10月14日【提出日】令和4年10月21日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと及び共同保有者が減少したこと

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ベルトラ株式会社
証券コード	7048
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	平成13年2月9日
代表者氏名	桑原 良
代表者役職	代表取締役社長兼CEO
事業内容	証券業務等

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6775)1000

### (2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券を貸借している。

#### (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

					変史報告書(特例对象株秀等
株券又は投資証券等(株・口)		6,300			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A			,	Н
新株予約権付社債券(株)	В				1
対象有価証券カバードワラント	С				J
株券預託証券					
株券関連預託証券	D				К
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E				L
対象有価証券償還社債	F				М
他社株等転換株券	G				N
合計(株・口)	0	6,300	Р		Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т				6,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				

# 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年10月14日現在)	V 35,515,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.02
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	3.55

### (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先は、機関投資家である。

## 2【提出者(大量保有者)/2】

#### (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

	<del>-</del>
個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8001、パラデプラッツ8番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	1856年7月5日
代表者氏名	クリスチャン・シュミッド
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 今津 幸子
電話番号	03(6775)1000

# (2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,059,700		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券 (株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 1,059,700	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

_		
	共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
	保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 1,059,700
	保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年10月14日現在)	V 35,515,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	2.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.22

#### (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち、6,300株は消費貸借によるものである。但し、その主な相手先は、スイス国民法、刑法及び銀行法 に基づき守秘義務が課せられているため、開示できない。

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,059,700		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	А	-	н
新株予約権付社債券 (株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 1,059,700	P	Q

	及文 报 日 自 ( 行
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 1,059,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

# (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年10月14日現在)	V 35,515,400
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	2.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.71

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
クレディ・スイス・エイ・ジー (Credit Suisse AG)	1,059,700	2.98
合計	1,059,700	2.98